

危機管理計画

1. 日常の安全確保について

- 日ごろから校内管理状況、生徒の状況、地域行事など安全に関わる情報について、教職員間の情報交換等を密にして、危機に即応できる体制を整える。
- 地域や関係諸機関との連携を密にし、情報を迅速に把握し、即応できる体制づくりを行う。

◇危機発生時の指揮系統

- ①校長 ②教頭 ③人権教育主任 ④教務主任 ⑤総括主任

2. 危機管理マニュアル（火災）

（1）組織編成（役割分担）

本部 (校長・教頭)	通報係 (人権教育主任)	誘導係 (各担任・教科担任)
◇状況把握、判断、指示 ◇総指揮、通報・連絡指示 ◇人員確認、とりまとめ ◇教育委員会への通報	◇校内への通報(謎、声の辨) ◇消防署への通報 ◇各種連絡を行う	◇生徒の安全な場所への誘導 ◇生徒の検索 ◇人員確認、報告
救護係 (養護教諭)	搬出係 (職員室にいる者)	消火係 (職員)
◇救護所の開設 ◇保健室休養者の誘導 ◇救急処置、移送 ◇救急隊到着の際の協力	◇非常持ち出し書類の搬出 生徒名簿 ◇搬出後の警備・保守	◇初期消火 ◇生徒の検索協力 ◇消防隊到着の際の誘導

（2）避難場所と経路（各教室に以下の避難経路を掲示）

- ◇1年は、東階段を下り、体育館前通路から運動場へ
- ◇2年は、体育館前通路から運動場へ
- ◇3年は、西階段から運動場へ（図書室、被服室も同様）
- ◇理科室・音楽室は、北非常階段を通過して運動場へ
- ◇調理室・技術室は、西に出て運動場へ
- ◇美術室・視聴覚（パソコン）室は、階段を下りて職員玄関または保健室から運動場へ
- ◇体育館・プールは直接運動場へ
- ◇保健室からは、直接運動場へ

（3）通 報

- ①放送設備が使用可能なときは、まず放送で通報する。
- ②同時に、または放送不能の時は、ベルを継続してならす。
- ③電気機器不能の場合は、鐘を乱打し大声で、鐘がないときは大声で通報する。

(4) 避難要領

- ①火災の事態の通報終了に続いて「避難用意」「起立」「進め」
- ②電気機器不能のとき、口頭で「火事だ、避難用意」「起立」「進め」
- ③基本的には、教室・廊下等に示してある避難経路のとおり運動場まで避難をする。
- ④避難をする際には、以下のことに注意をする。
 - ・火元の確認後、先生の指示通り避難。
 - ・騒いだり、押し合ったりせず、運動場へ。

確認（運動場にて）

点呼・・・班長 → 代表委員 → 学級担任 → 教頭 → 校長

(5) 注意事項

- ①校舎内は速足で、先の者を追い越さない。間隔をつめ、無言で足下注意。
- ②校舎外に出たら、走って運動場の避難場所に集まる。
- ③先の人が転んだら、右手を高く上げて「ストップ」の指示、後の人は押さずに待つ。
- ④担任、副担任は生徒が残っていないことを確認する。
- ⑤生徒は指揮者の指示に従い、勝手な行動をしないこと。
- ⑥避難場所に集合し、終わり次第速やかに担任または副担任が人員を点呼し、指揮者に報告する。

(6) 火元責任者（火災の予防）

職員室	
校長室	
湯沸し室	
保健室	
放送室	
職員更衣室	
視聴覚室	
美術室	
1年教室	

2年教室	
3年教室	
多目的教室	
教材準備室	
相談室	
男子更衣室	
女子更衣室	
生徒会室	
調理室	

技術室	
理科室	
音楽室	
図書室	
被服室	
卓球室	
体育館	
プール	

3. 危機管理マニュアル(地震・津波)

(1) 吉良川中学校災害対策本部

名称	担当	主な対応
総括本部	管理職 校長 教頭	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況等を把握し、避難の実施方法を決定 避難経路の安全を確認後、避難の指示 非常持ち出し品の搬出 教育委員会への報告
生徒対応班	授業担当教員	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の安全を確保し、生徒への的確な指示 生徒の負傷の有無、負傷の程度、避難時の安全性の確認 二次災害の防止活動
避難誘導班	授業外教員	<ul style="list-style-type: none"> 担当学年の教室に急行し、授業担当教員から生徒教職員の被害状況聞き取り、本部に報告 トイレ、体育館等の残留生徒の確認
確認班	学級担任	<ul style="list-style-type: none"> 担当クラスの点呼をとり、負傷者・行方不明者を管理職に報告
救護対策班	養護教諭 校長 教頭	<ul style="list-style-type: none"> 負傷者への応急手当 負傷の状況を本部に連絡 医療機関への連絡

◇災害発生時の指揮系統

1校長 2教頭 3人権教育主任 4教務主任 5総括主任

(2) 休日・夜間の震災時における参集体制

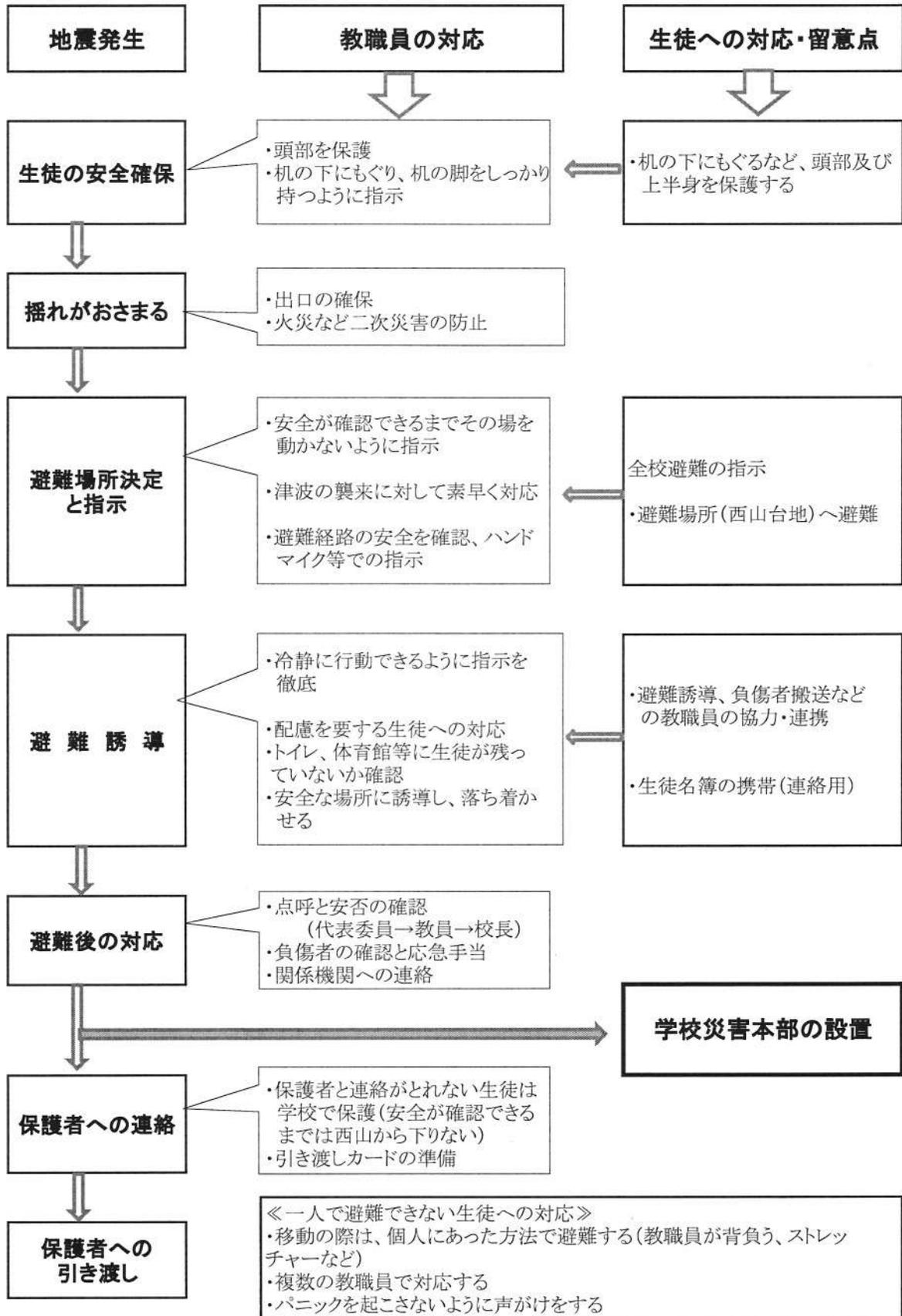
配備体制	配備基準	参集体制
第1配備 警戒体制	津波注意報発令	津波・浸水が想定されるため、管理職が学校へ
第2配備 嚴重警戒体制 必要に応じ災害対策本部を設置	震度4の地震が発生	管理職が学校へ
	津波警報が発令	津波・浸水が想定されるため、管理職および学級担任が学校へ
第3配備 災害対策本部を設置	震度5弱の地震が発生	管理職 学級担任 養護教諭
	震度5強の地震が発生	原則、全教職員が学校へ
	大津波警報発令	原則、全教職員が学校へ

職名	氏名	住所	所要時間		学校以外の参集場所
校長			自転車		
教頭			自転車		
教諭			自転車		
教諭			自転車		
教諭			自転車		
教諭			自転車		
教諭			自転車		
教諭			自転車		
講師			自転車		
講師			自転車		
養論教諭			自転車		
総括主任			自転車		
臨時事務			自転車		

(3) 地震発生時の対応

《緊急地震速報》
(J-ALERT, ラジオ, テレビ, 携帯電話, で受信)

① 生徒在校中の対応



②地震発生時の場所別の指示と生徒の行動(避難経路)

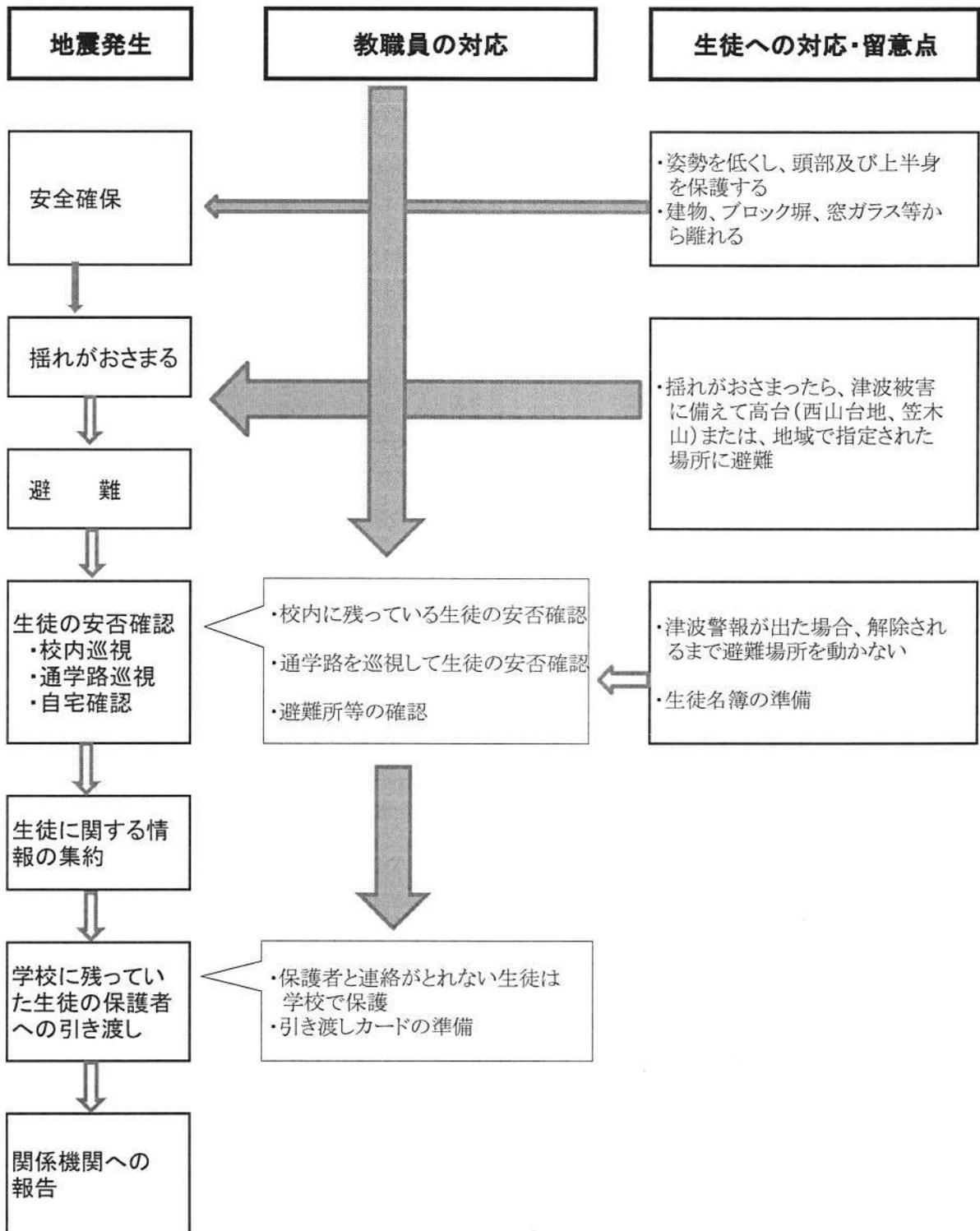
場 所	教職員の指示	生徒の行動(注意点)	
普通教室	「机の下にもぐりなさい」 「姿勢を低くして、机の脚をつかみなさい」	・机の下にもぐり、身を守る	
特 別 教 室	《基本》「・姿勢を低くする ・危険物から離れる ・机の下にもぐり身を守らせる」		
	理科室	「姿勢を低くしなさい」	・アルコールランプ、ガス等の火を消す ・薬品、実験用具が入っている棚から離れる
	調理室	「食器棚から離れて姿勢を低くしなさい」	・食器等が入っている棚から離れる ・ガスの火を消す
	音楽室	「ピアノ、楽器類から離れなさい」	・ピアノ、楽器からはなれる
	視聴覚室	「机の下にもぐりなさい」	・パソコン等の落下に注意する
	図書室	「本棚から離れなさい」	・本棚から離れる
	美術室	「棚から離れなさい」	・棚から離れる
	技術室 被服室	「工具・道具棚から離れなさい」 「道具棚から離れなさい」	・工具、道具棚から離れる ・道具棚から離れる
体育館 (部活動:バスケ)	「体育器具や窓ガラスから離れて中央に 集まりなさい」	・天井や窓からの落下物、体育器具の転 倒などに注意し、安全な場所に集まる	
グラウンド・中庭等 (部活動:野球)	「校舎、フェンスなどから離れて、姿勢を 低くしなさい」	・窓ガラスの飛散や外壁の倒壊フェンス等 の転倒に注意する ・中央に集まり、姿勢を低くする	
プール (始業前) (休み時間)	「プールの端に移動し、プールのふちを つかみなさい」	・プールの端に移動して、プールのふちを つかむ ・揺れがおさまったら、速やかにプールを出 て、安全な場所に避難する	
廊下・階段 (始業前) (休み時間)	「教室に入りなさい」 「しゃがんで頭を守りなさい」	・近くの教室に入り、机の下にもぐる	
《教職員の対応における留意事項》 ・的確な指示 ・周囲の安全確認 ・生徒の人数確認 ・生徒の不安を和らげる声かけ ・余震、二次災害への対応		《教職員と生徒が離れている場合の対応》 ・分散して、校舎内を巡回し、生徒の安 全を確認 ・安全な場所への誘導 ・負傷者がいる場合は、応急処置をする	

《避難場所と経路(各教室に以下の避難経路を掲示)》

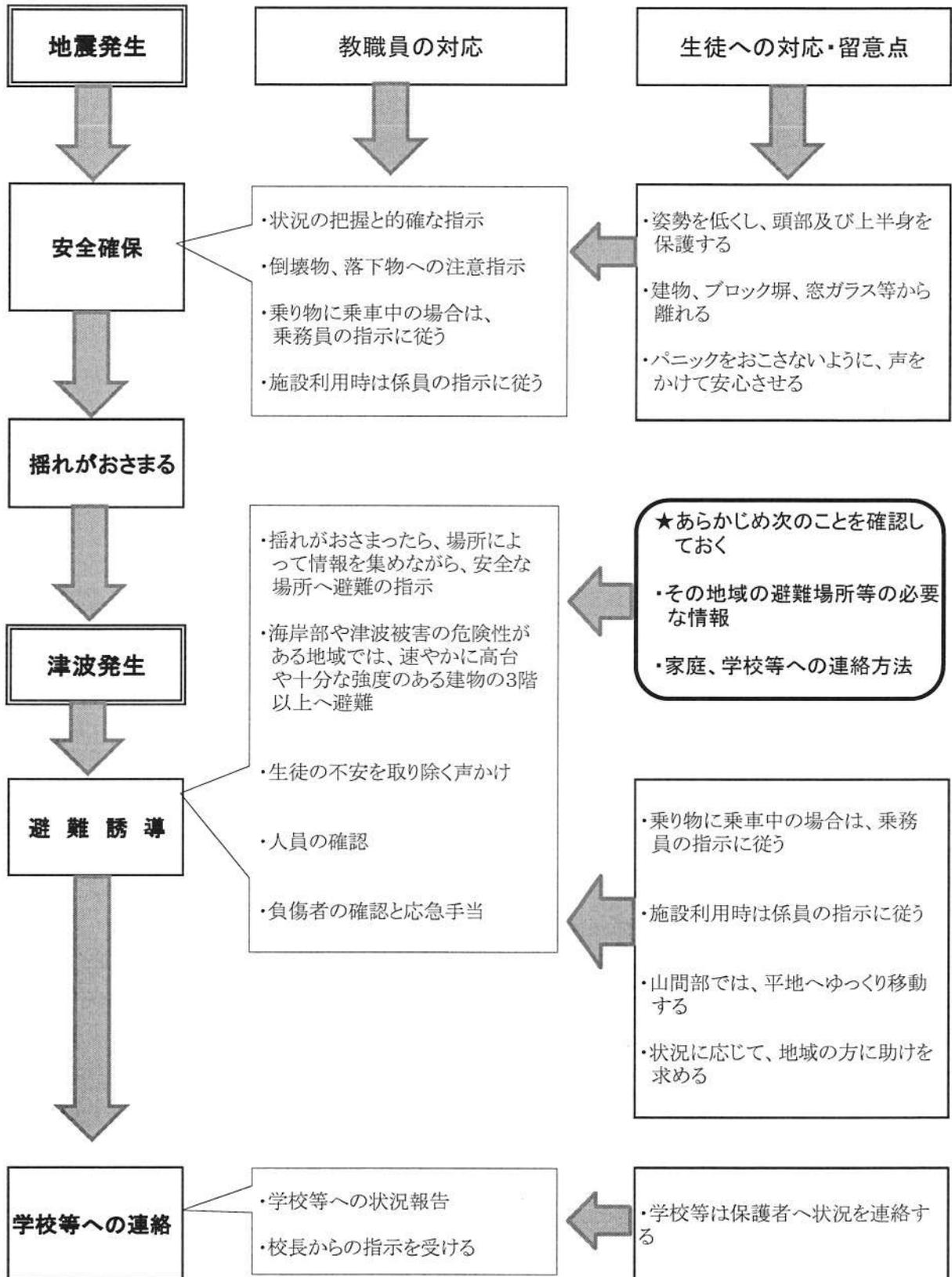
- ◇1年は、東階段を下り、本館1階廊下を通って生徒玄関へ
- ◇2年は、本館1階廊下を通って生徒玄関へ
- ◇3年は、西階段から生徒玄関へ(図書室、被服室も同様)
- ◇理科室・音楽室は、北非常階段を通って生徒玄関へ
- ◇調理室・技術室は、西に出て生徒玄関へ
- ◇美術室・視聴覚(パソコン)室は、階段を下りて生徒玄関へ
- ◇体育館・プールは直接生徒玄関へ
- ◇保健室からは、直接生徒玄関へ
- ◇運動場からは、直接生徒玄関へ

◇生徒玄関から外に出て、各自で避難場所(西山台地)へ避難する

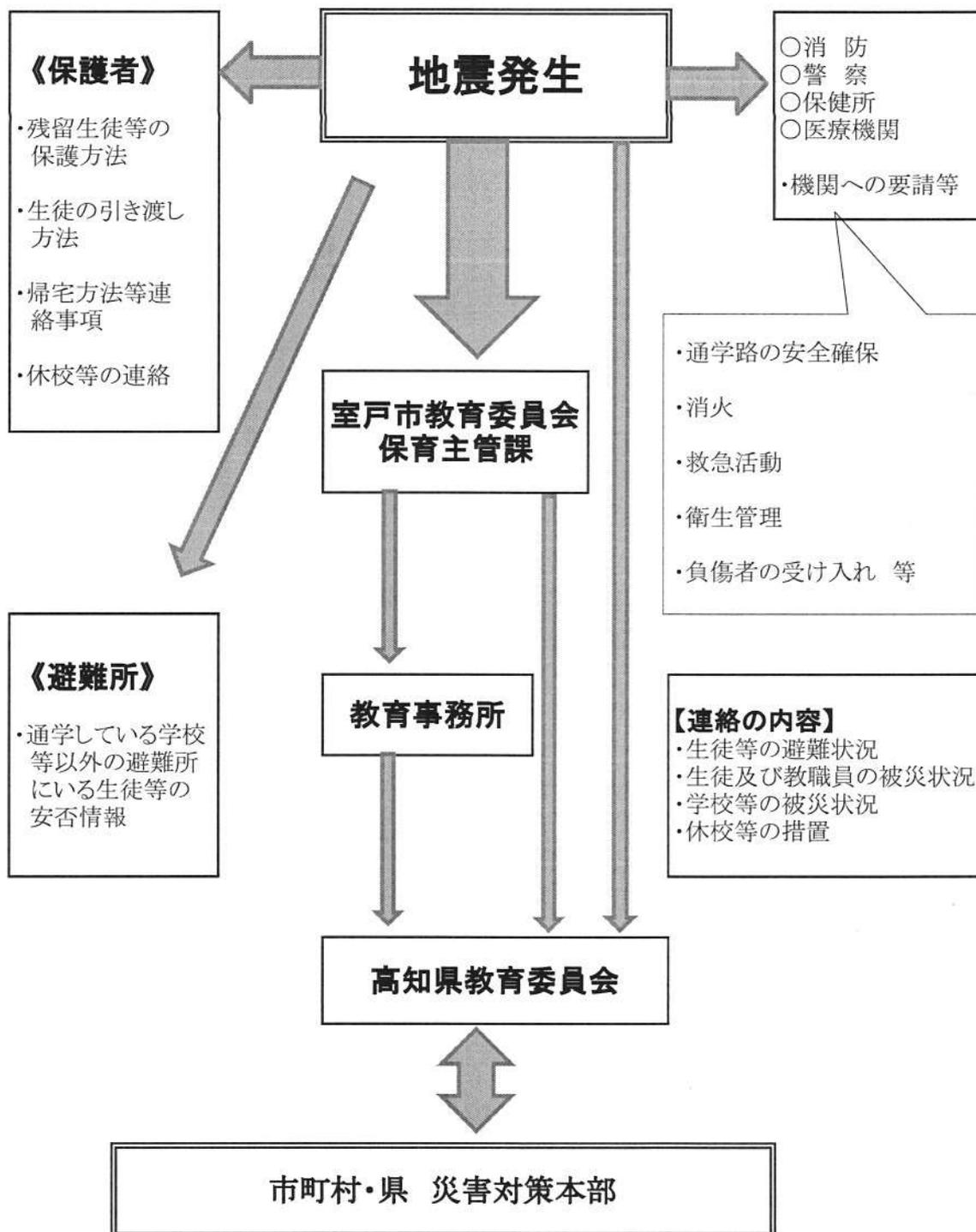
③生徒登下校中の対応



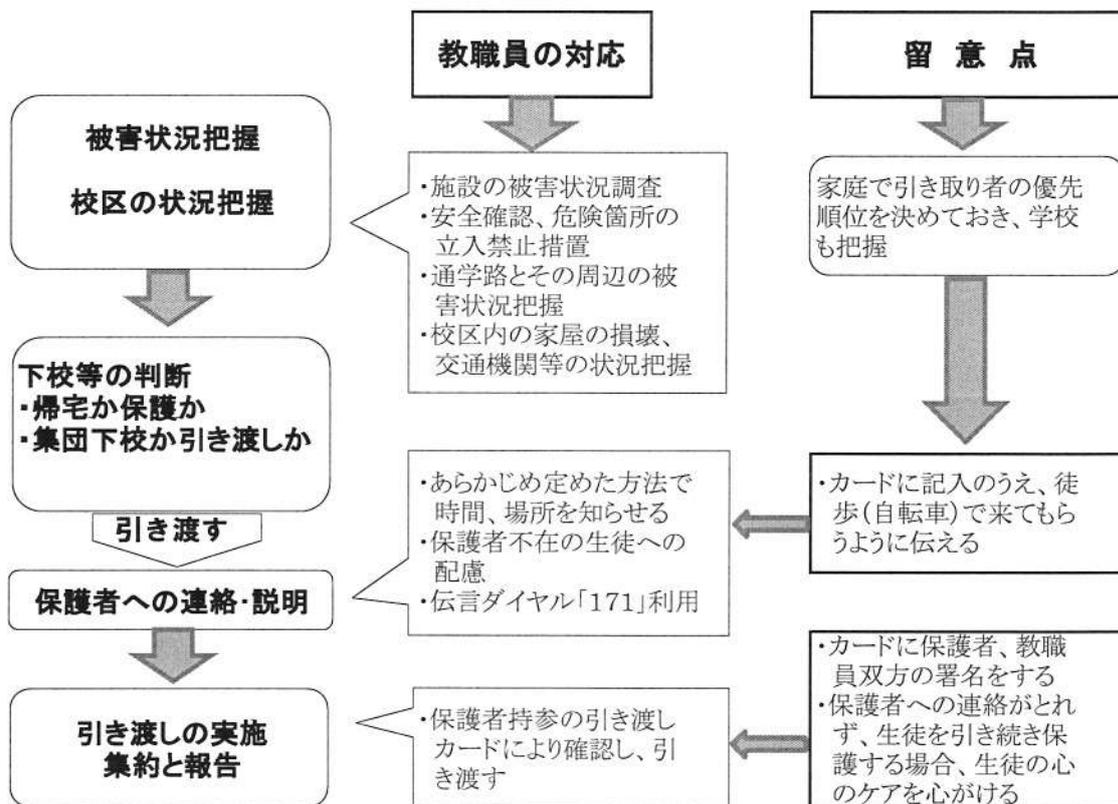
④校外での活動時の対応



(4) 連絡体制



(5) 生徒等の保護者への引き渡し



※引き取り者は複数決めておくようにしておく

《 引き渡し方法 》

- 生徒は、引き渡し場所に学年(学級)ごとに集合する。保護者は指定の場所で待機する。
避難場所: 西山台地(集会所)
- ハンドマイク等の指示で引き渡し開始 (引き渡しは原則学級担任が行う)
 - 学級担任に名前を告げて、引き渡しカード又は引き渡し一覧表で確認を受ける。
 - 兄弟姉妹がいる場合は、低学年の生徒から引き取る。
 - 実際の場合に負傷した生徒は、養護教諭(本部)に直接確認して引き取り、学級担任に報告して下校する。
 - 生徒が不明な場合は、本部にて指示を受ける。

《引き渡しカード》

※2セットを別々の保管場所に置いておく

学年	組	氏名	血液型
住所			地区名
保護者名			電話
兄弟姉妹	年	組	氏名
緊急時の連絡先	電話		
引き取り者			生徒等との関係
引き渡し日時	月	日	時 分
避難場所			教職員名
			特記事項

(6) 保護者への引き渡しの判断基準

- 大災害の場合原則、安全な避難場所(西山台地)に来てもらい、保護者に引き渡す。
(生徒だけで下校させない。大津波警報・津波警報発令時は原則、帰さない。)
- 下記の情報を確認し、生徒等の下校等について安全面を総合的に判断し決定する。
 - ・津波警報・大津波警報の有無
 - ・二次災害(火災・建物崩落・余震)の有無
 - ・「避難勧告」「避難指示」発令の有無
 - ・通学路の安全状況の確認
 - ・生徒の帰宅先及び帰宅後の状況(家庭で一人にならないか)
 - ・生徒の家庭周辺の安全状況の確認

学校を含む地域の震度	
震度5弱以上	震度4以下
<ul style="list-style-type: none"> ・原則として避難場所(西山台地)に避難する。 ・保護者が引き取りに来るまで学校(避難場所)に待機させる。 ・時間がかかっても保護者が引き取りに来るまで生徒を学校(避難場所)で待機させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・津波警報・大津波警報が発令された場合は避難場所(西山台地)に避難する。 ・原則として下校させる。交通機関に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合、事前に保護者からの届けがある生徒については学校で待機させ、保護者の引き取りを待つ。

(7) 津波の危険性がなくなった後の対応(避難した場合)

対応方針の決定	<p>総括校長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所で、今後の対応について協議。 (生徒への対応、教員の役割分担) ・学校及び校区内の被災状況の確認。 (室戸市危機管理部、地域自主防災組織との連携) ・地震の規模、余震の可能性と規模、火災津波などの二次災害等の危険性等の情報を把握。 (ラジオ・インターネット・携帯電話・メール)
情報の収集・伝達	
生徒教職員の安全確保	
救急救護 救出救助	
	<p>教職員 確認班 避難誘導班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の安否確認を行う。 ・生徒の不安を緩和する。 ・生徒の体調確認、状況説明を行う。 ・保護者への連絡・状況説明。
	<p>教職員 救護対策班 生徒対応班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養護教諭を中心に救護に当たる。 ・怪我をした人の応急救護を行う。

4. 危機管理マニュアル（不審者の対応について）

（1）不審者の立ち入りなど緊急時の体制

- * 来訪者があれば、声がけなどをして、その目的や身元の確認をする。
- * 不審者には、複数の教員が対応し、直ちに校長または教頭に伝達し、指示を受ける。（校長室に案内し、校長または教頭が対応できるよう心がける。）

（2）具体的な対応について（次ページ以降にフロー図）

（3）日常の役割分担

- 学校での巡回と報告・・・登校時・朝読書時・昼休み時・放課後に各学年で巡回。

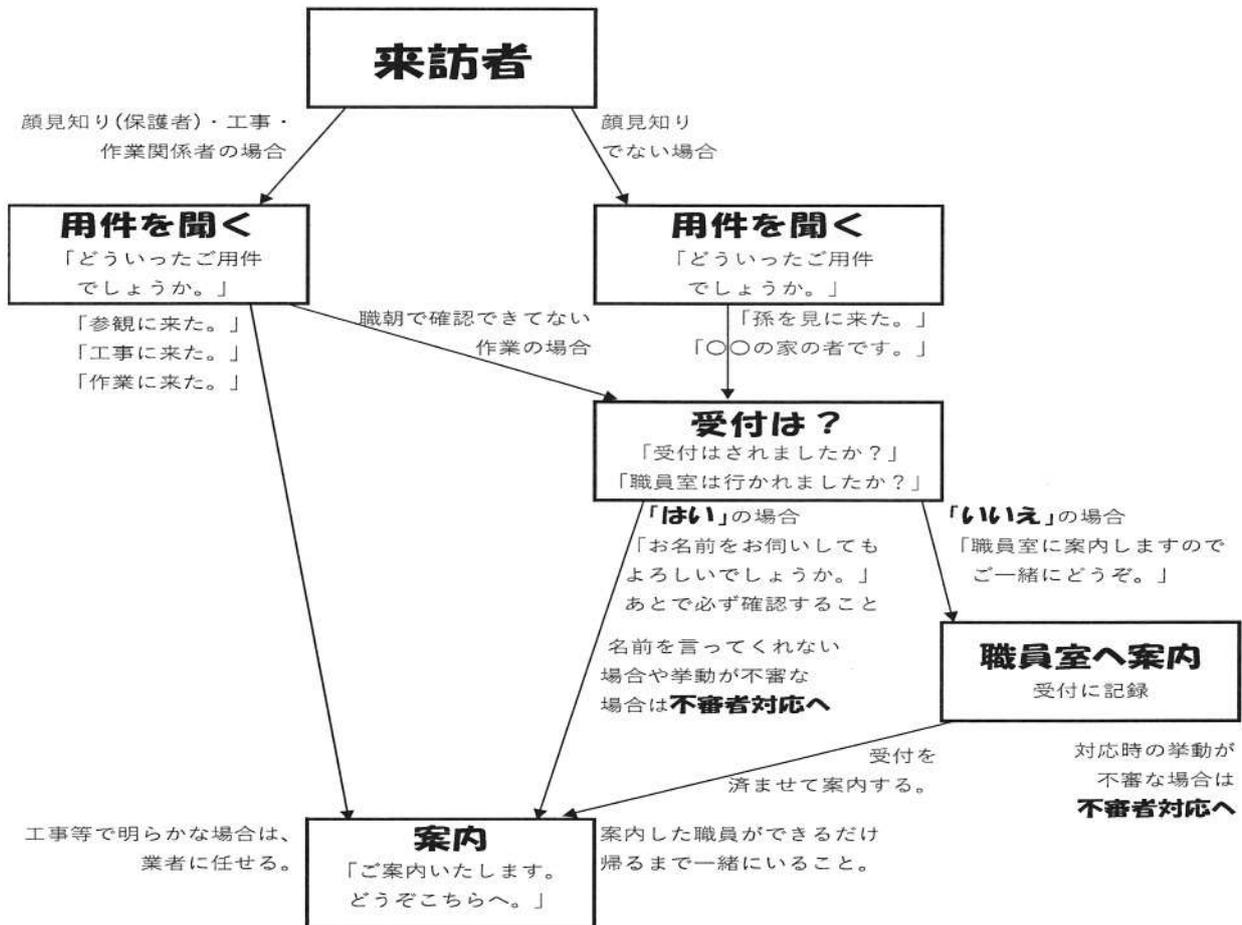
（4）登校・下校時における安全確保

- * 通学路を通して、複数で、より安全な経路で登下校をする指導。
- * 「子ども110番の家」など、生徒が緊急時に避難できる場所の確認。
- * 学級活動等で、万一が発生した場合の対処法の指導を行う。

（5）関係諸機関との連携

- * 日ごろから警察署・補導センター等の関係機関や、PTA、公民館、市民館、地域住民の方との連携を密にし、情報を把握し、連携をして対応できる体制づくりをする。
- * 警察署・補導センター等からの緊急情報に対しては、速やかに対応し、学級での安全指導を行う。また、必要があれば、学校通信または電話で保護者に連絡をして対処する。

通常の来訪者への対応の基本原則



※いずれの場合も、案内するときには、来訪者から目を離さないように案内する。

できれば自分よりも前を歩いてもらい、常に進行方向と同じ視界に入るようにする。

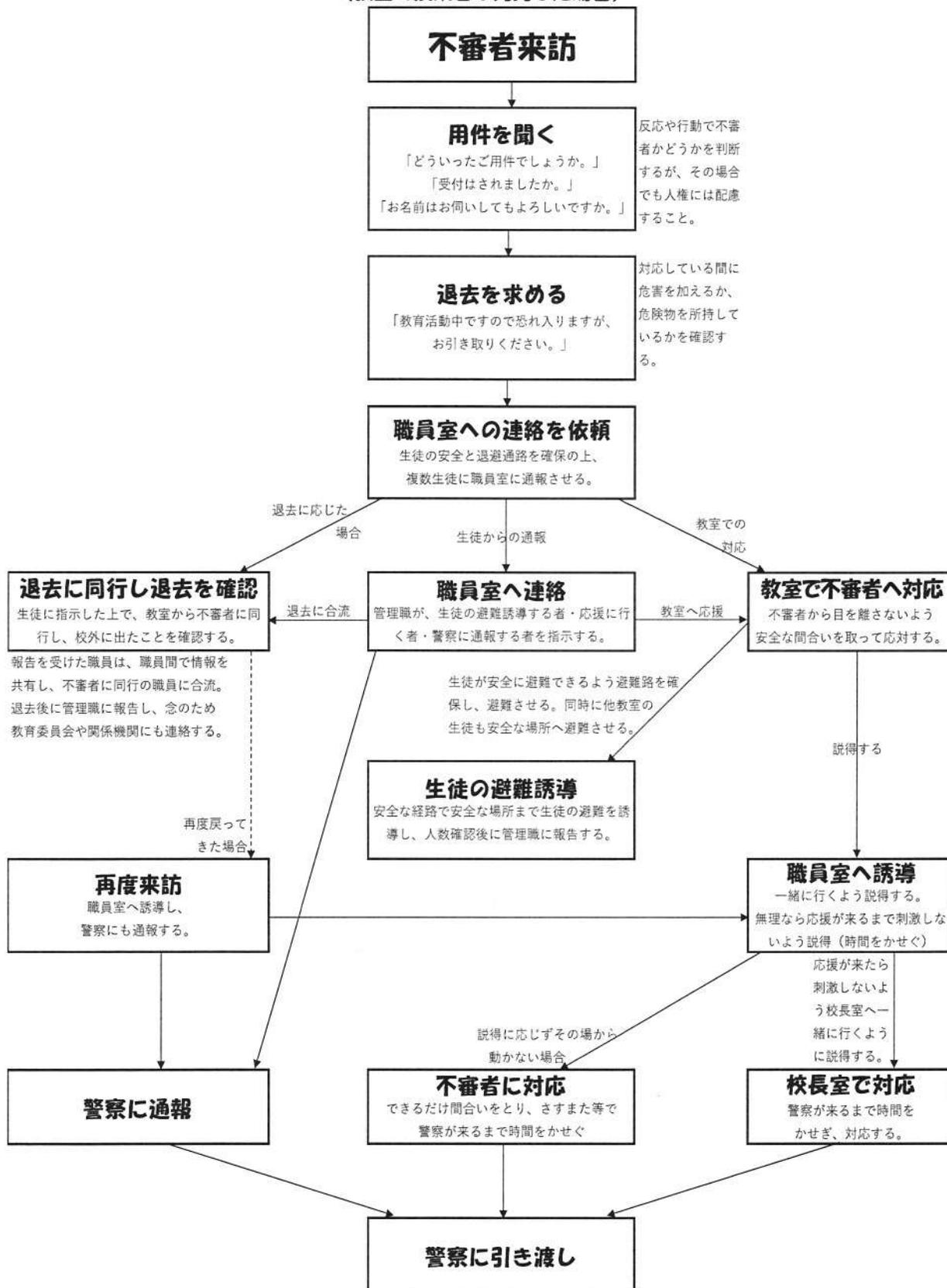
※必ず職朝で工事や作業の有無を確認しておくこと。

確認のなかった作業や工事の場合には職員室で受け付けをしてもらうこと。

※年度当初に、生徒に会わせてはいけない関係者等の確認しておくこと。

不審者の対応について

(教室で授業者が発見した場合)



※生徒に依頼する職員室への通報は、安全に行ける経路を確保できない場合は、生徒全員の安全を優先に考える。

※生徒が安全に避難できる経路がある場合は、随時避難させる。

※不審者を誘導する場合は、来訪者から目を離さないように誘導する。

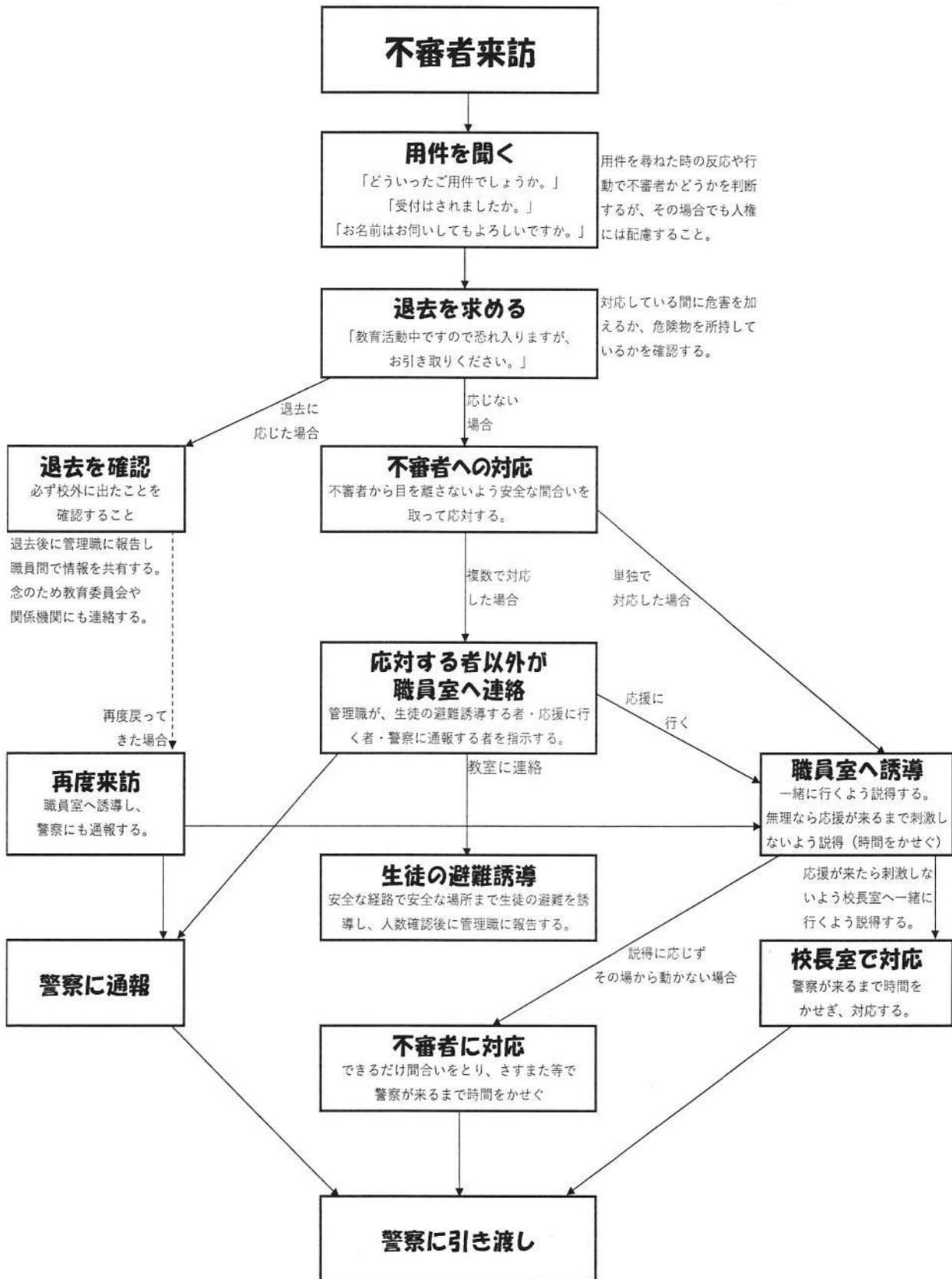
できれば自分よりも前を歩いてもらい、常に進行方向と同じ視界に入るようにする。

複数で誘導する場合は、前後で挟むように誘導する。

※生徒の避難誘導は授業担当者が行う。不審者に会わない経路で避難させ、安全な場所で待機させ、管理する。

不審者の対応について

(授業者以外が発見した場合)



※単独で発見した場合には、目を離した隙に行方が分からなくなってもいけないため、他の応援が来るまで不審者に対応する。

※不審者を誘導する場合は、来訪者から目を離さないように誘導する。

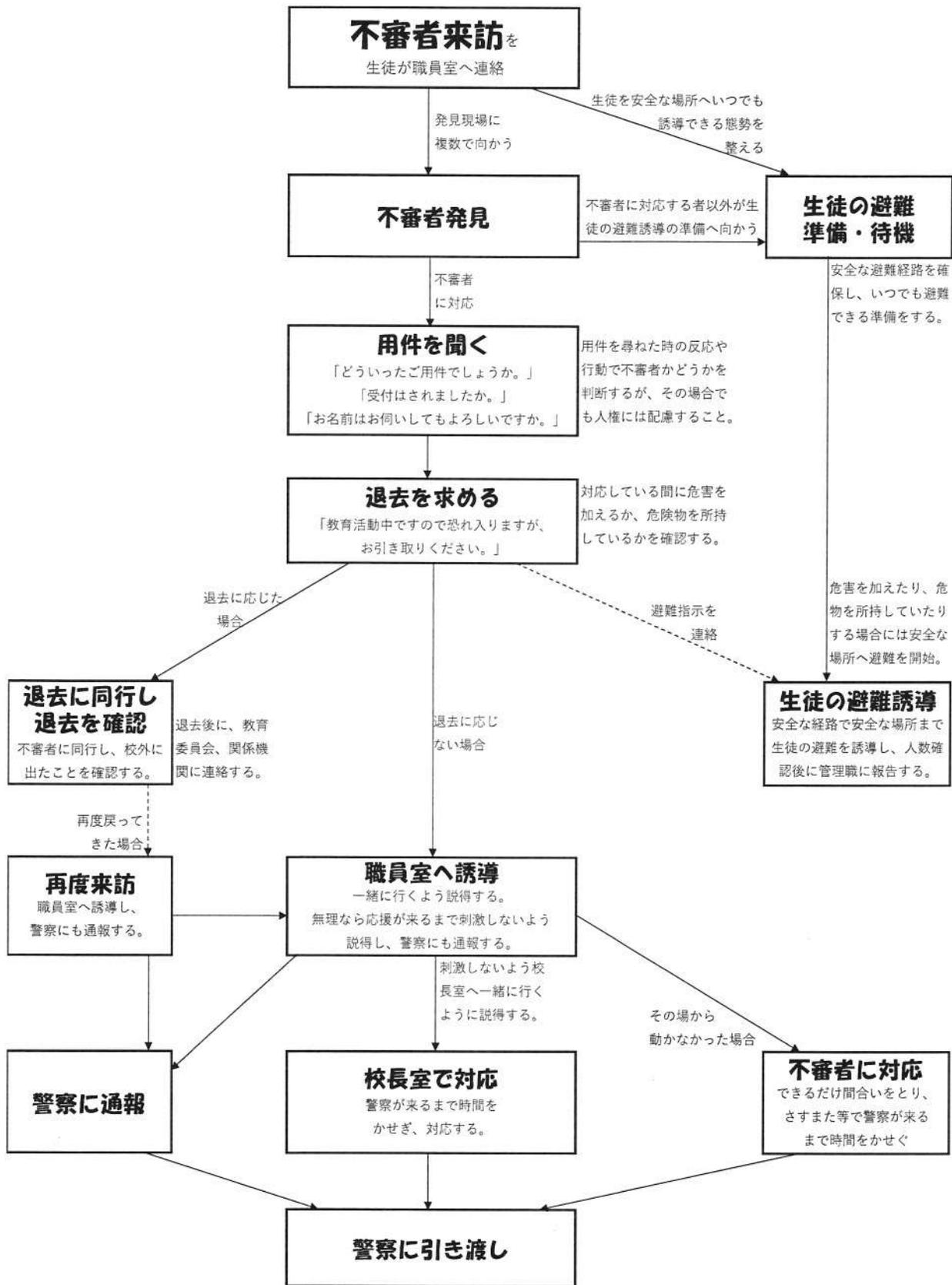
できれば自分よりも前を歩いてもらい、常に進行方向と同じ視界に入るようにする。

複数で誘導する場合は、前後で挟むように誘導する。

※生徒の避難誘導は授業担当者が行う。不審者に会わない経路で避難させ、安全な場所で待機させ、管理する。

不審者の対応について

(生徒が発見した場合)



- ※不審者を職員室へ通報した生徒は職員室から移動させない。
- ※不審者を誘導する場合は、来訪者から目を離さないように誘導する。
できれば自分よりも前を歩いてもらい、常に進行方向と同じ視界に入るようにする。
複数で誘導する場合は、前後で挟むように誘導する。
- ※生徒の避難誘導は、不審者に会わない経路で避難させ、安全な場所で待機させ、管理する。

5. 危機管理マニュアル（弾道ミサイル）

（1）弾道ミサイルについて

弾道ミサイルは、発射からわずか10分もしないうちに到達する可能性がある。ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、国からの緊急情報を伝える「Jアラート」を活用して、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージが流れるほか、緊急速報メール等で緊急情報が伝えられる。

※Jアラートの情報について

第1報「ミサイル発射情報・避難の呼びかけ」

第2報「ミサイル落下の可能性情報、直ちに避難の呼びかけ」

第3報「日本の領土・領海に落下したとの情報があった場合」

（2）通 報

- ①Jアラートを防災行政無線で受信後、すぐに放送で通報する。
- ②その後の情報が入るたびに状況について放送を入れる。

（3）状況による対応

◎学校教育活動中の場合

放送の指示により、次の行動をとれるようにする。また、休み時間等で教室に全員がそろっていない場合には、着弾までは時間があるので、全員に自分の教室に戻るよう放送等で指示し、教室では担任が全員そろっていることを確認したうえで次の行動をとらせる。

《教室にいる場合》

- ①カーテンを閉める。（暗幕カーテンがある教室では暗幕も閉める。）
- ②教室に備え付けのヘルメットをかぶる。
- ③ガラスからできるだけ離れ、教室の中央に集まる。
- ④かがんで体をできるだけ小さくする。

《外（体育館）にいる場合》

- ①自分の教室に避難する。
- ②以後は教室内にいる場合と同様の対応をとる。

◎登下校中にJアラート（防災行政無線放送等）を聞いた場合

- ①公民館、市民館、小学校等の近くにいる時、施設の開館時間であればそこに避難し、窓やガラスからはできるだけ離れ、頭を保護し、かがんで体をできるだけ小さくする。
- ②上記以外の場合には、近くの鉄筋コンクリート造りの建物に避難し、同様の姿勢をとる。
- ③コンクリート造りの建物がない場合は、木造でもかまわないので屋内に避難を求め、同様の姿勢をとる。
- ④屋内に避難できない場合は、物陰に移動し、低い姿勢で頭を保護し、同様の姿勢をとる。

（4）日本領土・領海に落下したとの情報があった場合（第3報）

◎学校教育活動中の場合

- ①上記（3）の対応を取った後、通常の教育活動は中止する。下校等については、学校長が室戸市教育委員会と協議し、判断する。
- ②早めに下校させる場合には連絡網により、家庭と連絡を取り合う。

◎始業前の場合

- ・原則として臨時休校とする。学校からの連絡等はできないので、防災行政無線等の情報に気を付ける。（室戸市教委通知 H29.10.11）